

第 1 0 回 倉敷市教育委員会議事録				
1 開催期日	令和6年8月29日（木）			
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 1 4 時 0 0 分 閉会時刻 1 4 時 3 7 分			
3 場所	教育委員室			
4 出席者	仁 科 康			
	江 原 雅 江			
	大 原 あかね			
	難 波 弘 志			
	沼 本 浩 彰			
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名				
職 名	氏 名		職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹		副参事	加 藤 圭 二
参 事	島 田 旭		次 長	湯 地 嘉 隆
参 事	松 尾 真 治		副参事	倉 本 英 明
部 長	根 岸 正 治		次 長	丸 野 善 嗣
参 事	渡 邊 直 樹		課長代理	武 内 栄 治
部 長	森 茂 治			
副参事	橋 本 忠 明			
副参事	石 部 圭 一			
6 教育長等の報告				

7	議題	議案第34号	令和6年度9月補正予算案（教育委員会関係分）について
		議案第35号	倉敷市立高等学校条例の改正について
		議案第36号	岡山県倉敷市立高等学校学則の改正について
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項 別紙のとおり		
9	傍聴の状況	公開	傍聴人 0名
	議事録者氏名	武 内 栄 治	
	議事録署名委員		
	教育長	仁 科 康	
	委 員	江 原 雅 江	

〈教育長〉 それではただいまから、教育委員会を開催いたします。

ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。

この度の教育委員会は、「Zoom」によるWeb会議方式により開催しますので
よろしくお願いします。

まず、前回8月8日の会議録につきましては、恐れ入りますが、次回以降の
会議の際にご確認いただくこととさせていただきたいと思いますので、よろ
しくお願いいたします。

本日の傍聴希望者はございません。

それでは、審議に入ります。議案第34号「令和6年度9月補正予算案（教
育委員会関係分）について」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 当日配布資料の1ページをお願いします。

議案第34号「令和6年度9月補正予算案（教育委員会関係分）」について
でございますが、9月定例市議会に提出する議案の作成に係る市長への意見
の申出について、議決を求めるものでございます。

それでは、その概要につきまして、ご説明いたします。資料の5ページをご
覧ください。

まず、9月補正予算の規模でございますが、上段の表、令和6年度一般会計
及び教育費予算額対比一覧表の下から2行目、9月補正予算額をご覧ください。
教育費につきましては、2億4,165万3千円を増額し、補正予算後
の教育費の累計は、144億3,933万5千円で、一般会計に占める割合
は、6.6%となっております。

次に、その下の表、令和6年度教育費予算項別一覧表でございますが、表の

下、計の欄をご覧ください。令和5年度の教育費、最終予算額と比較しますと、今回の補正予算後の割合は、71.1%となっております。

続いて、各項目別の歳出につきまして、その概要をご説明いたします。8ページの繰越明許費、9ページの債務負担行為補正につきましては、該当する予算の説明の中で触れさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、6ページ7ページの9月補正予算額内訳書をご覧ください。

まず、「事務局費」の「事務局関係経費」143万1千円につきましては、人件費の上昇や燃料費の高騰に伴い、ごみ収集委託料を追加するものでございます。

次に「小学校建設費」の「小学校施設整備事業」8,504万9千円につきましては、全校対象の施設修繕料及び旭丘小学校駐車場法面修繕料などがございます。また、児童数の増加に伴い教室不足が見込まれる柳井原小学校に、仮設校舎（2教室分）を設置するため、7,214万4千円を限度額として、令和7年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。9ページにおきまして、債務負担行為補正に記載をしております。

次に「中学校建設費」の「中学校施設整備事業」7,600万円につきましては、全校対象の施設修繕料及び船穂中学校屋上防水修繕料でございます。その下「中学校の校舎を建設する事業」4,975万9千円につきましては、生徒数の増加に伴い教室不足が見込まれる倉敷第一中学校に、校舎を建設するための実施設計等委託料などがございます。

併せて、1億1,200万円を限度額として、令和7年度の債務負担行為の設定をお願いするもので、こちらにつきましても、9ページにおきまして、債務負担行為補正として記載をしております。

次に「幼稚園建設費」の「幼稚園施設整備事業」900万円につきましては、全園対象の施設修繕料及び旧乙島幼稚園敷地整備のための修繕料でございます。

次に、「学事費」の「奨学基金積立金」50万円につきましては、指定寄附に伴う奨学基金への積立金でございます。

次に、「学校保健費」の「通学路安全推進事業」1,000万円につきましては、指定寄附に伴う、通学路防犯カメラを更新するための委託料でございます。

こちらは、更新対象機器の洗い出しや設置場所の調整が必要となりますので、適正な工期を確保する観点から、あわせて繰越明許をお願いするものでございます。8ページにおきまして、繰越明許費としてあげております。

次に「共同調理場管理費」の「共同調理場管理運営事業」991万4千円につきましては、倉敷中央学校給食共同調理場の地下高圧ケーブル取替修繕料などでございます。

最後に、「生涯学習施設整備費」の「自然史博物館施設整備事業」でございますが、自然史博物館をライフパーク倉敷と一部複合化するための、事業者選定等支援業務につきまして、2,860万円を限度額とした、令和7年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。9ページにおきまして、債務負担行為補正として記載をしております。予算額内訳書の説明は以上となります。

続いて、8ページ「繰越明許費」をご覧ください。

初めの「小学校費」の「帯江小学校 排水設備改修事業」でございますが、下水道接続工事が遅れたことにより、本年度当初予算で計上している合併浄化槽の撤去工事の着手が遅れ、適正な工期による年度内での完了が難しい見

込みとなったことから、適正工期を確保するため、繰越明許をお願いするものでございます。その下「学校保健費」の「通学路安全推進事業」につきましては、先ほどの予算額内訳書の中でのご説明と重複いたしますので、控えさせていただきます。

また、9ページの「債務負担行為補正」でございますが、こちらも、予算額内訳書の中でのご説明と重複いたしますので、個別の説明は控えさせていただきます。

簡単ではございますが、令和6年度9月補正予算教育委員会関係分の概要につきましての説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。質問等ございましたらお願いをいたします。

〈難波委員〉先ほどの学校保健費の部分で、通学路の防犯カメラの更新というのがありました。今、学校には防犯的な意味もあって、入口とか玄関とか、いろんなところに防犯カメラは付いているのですか。話せる範囲でよいので、その状況を教えていただければと思います。

〈倉本副参事〉防犯カメラにつきましては、小学校全校に校門監視カメラということで、1台から2台は、付いております。あとは緊急対応等で要望があった場合に、期間を限定して付けているという対応をしています。

〈難波委員〉分かりました。様々な事件があったりすると、いろんなところに監視カメラがたくさん付いているなということをテレビの報道で見て感じます。現状はどうなっているのかと思ってお尋ねしました。ありがとうございました。

〈教育長〉他にご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第34号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第34号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第35号「倉敷市立高等学校条例の改正について」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 議案第35号「倉敷市立高等学校条例の改正について」ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

この議案は、9月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、議決を求めるものです。

改正の理由ですが、市内に5校ある倉敷市立高等学校につきましては、学校規模の適正化に向けた再編・整備を進めており、令和9年度に精思高等学校と玉島高等学校の統合校を開校する予定として、令和6年度末で玉島高等学校を閉校いたします。このことに伴いまして条例の改正を行うもので、高等学校の名称および位置に関する規定を削除するものです。

条例の施行日は、令和7年4月1日でございます。2ページに、新旧対照表を掲載しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それではお諮りします。議案第35号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第35号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第36号「岡山県倉敷市立高等学校学則の改正について」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉資料の3ページをご覧ください。議案第36号「岡山県倉敷市立高等学校学則の一部を改正する規則について」承認を求めるものでございます。

本規則では、岡山県倉敷市立高等学校の課程、学科及び生徒定員並びに修業年限ほかを定めております。

改正の理由でございますが、倉敷市立玉島高等学校については、先ほど議案第35号でご審議をいただきました、令和6年度末での閉校に伴う規定の整備であり、次の精思高等学校については、商業科の生徒募集を停止していることに伴う生徒定員の変更を行うもので、また、分校の霞丘校については、開校2年目における生徒定員の変更であり、これら規定を整備するため規則を改正するものです。

施行日は、令和7年4月1日からでございます。4ページ、5ページは、新旧対照表でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それではお諮りします。議案第36号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第36号は可決することに決定いたしました。

次に、報告事項に移ります。

「第25回ふれあい人権フェスティバルの開催について」のご説明を、松尾参事、お願いします。

〈松尾参事〉教育委員会資料6ページを御覧ください。

第25回ふれあい人権フェスティバルの開催について、ご報告いたします。

あわせて、チラシをお付けしておりますので、御参考にしてください。

ふれあい人権フェスティバルは、人権の尊重される住みよいまちを目指し、人権について触れる機会とすることを目的として、「見る・楽しむ・やってみる」をキーワードにした参加体験型イベントです。

日時は、10月5日土曜日の10：00から15：30です。

主催は倉敷市と倉敷市教育委員会ですが、企画・運営は、主に人権政策部が行っているものです。会場はマービーふれあいセンターです。内容は、キャラクターショー、コンサート、ステージ発表、人権ポスター展、ワールドグルメコーナー、真備の特産品販売、人権作品等のパネル展示、人権相談等です。それでは、チラシの裏面をご覧ください。

教育委員会は、左上に掲載されている「くーぴっとの ほめほめタイム」と、小学校低学年の人権ポスター展を担当します。

「くーぴっとの ほめほめタイム」は、教育委員会が昨年から開催しているイベントで、エントランスホールで午前午後の2回実施します。和やかで温かい雰囲気の中で、市の人権啓発マスコットキャラクター、くーぴっとと一緒に、参加した子どもたちが家族や友達のよいところを見つけて、発表していきます。教育委員会が大切にしている、自己肯定感・自尊感情を高めることにつながるイベントとなっています。

入場は無料です。広報につきましては、市ホームページ、SNS及び広報くらしき9月号に掲載するほか、本庁総合案内、各支所、各公民館、市内の学校等へ募集チラシを配布いたします。

委員の皆様には、ぜひ会場までお越しいただき、イベントの様子をご覧いただきますようお願いいたします。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にはよろしいでしょうか。

では、続きまして、「市立美術館、自然史博物館及び科学センターにおけるキャッシュレス決済の導入について」の説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉委員会資料の7ページをお願いします。「市立美術館、自然史博物館及び科学センターにおけるキャッシュレス決済の導入について」ご報告いたします。

市立美術館、自然史博物館及び科学センターを利用される方の利便性の向上を図るため、観覧料等の支払いがキャッシュレスで決済できるよう、令和6年度予算をいただき、準備を進めてきましたが、この度、令和6年9月3日（火）から取扱いが開始できるようになりました。

利用できる決済サービスは、「クレジットカード」、「電子マネー」のほかに、PayPay、d払い、au PAYなどのQR「コード決済」で、引き続き現金での支払いも可能となっています。

対象となる支払いは、「観覧料」や「図録・書籍の販売代金」等となります。

「広報くらしき9月号」、「市ホームページ」のほか、対象の施設では「受付にチラシを掲示」するなど、広く市民の方々に周知してまいりたいと考えております。

報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、続きまして、「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画（案）」についての説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画（案）」について」ご報告いたします。

委員会資料の 8 ページ、また、「基本計画（案）」、「展示計画（案）」を添付していますので、ご参照ください。

自然史博物館は、令和 4 年 3 月に公表しました「倉敷市公共施設個別計画」で、ライフパーク倉敷に移転し、機能を複合化する方針としています。今回、複合施設の整備等に対する市としての基本的な考えを基本計画（案）として取りまとめましたので、公表いたします。

まず、基本計画の概要ですが、ライフパーク倉敷は、「知の拠点」を目指すことを基本的な考え方とし、市民学習センター、科学センターなど、ライフパーク倉敷の既存施設と自然史博物館とで一体感の醸成が図れるような施設整備を行うこととしています。

次に新自然史博物館整備については、「知る」「学ぶ」「楽しむ」のバランスをとりながら、積極的な情報発信を図ることで「顔の見える博物館」となるよう、施設整備や展示の構成を行うこととしています。

また、基本計画に掲げた博物館のコンセプトを実現するため、博物館整備として最も重要な展示の在り方や、展示物のゾーニング等につきまして、特に別冊として「展示計画（案）」としてまとめているので、ご参照ください。

今後の事業スケジュールにつきましては、令和 7 年度に事業者の選定、令和 8 年度から設計・施工等を行い、令和 11 年度中の供用開始を目指すこととしております。

次に、この計画に対する市民の皆様のご意見を募集するパブリックコメントの実施ですが、令和 6 年 8 月 27 日（火）から 9 月 26 日（木）までを募集期間とし、自然史博物館、ライフパーク倉敷、本庁・生涯学習施設再編整備室、各支所などで資料が閲覧できるようにさせていただくとともに、広報くらしき 9 月号及び市ホームページに掲載し、広く市民の方への周知を図りた

いと考えております。

また、この基本計画につきましては、博物館の運営などについてご協議をいただく自然史博物館協議会においてもご意見をいただく予定としています。

説明は以上です。よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。ただ今の件でご質問等がございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉課題のところに交通の利便性というのが書いてなかったのですが、ライフパークの近くというのは、自転車で子どもたちが向かうのは安全な道なのでしょうか。そこのところを教えてください。

〈森部長〉單車もあるかもしれないですけど、子どもたちが歩いてきたりとか、自転車ですとかで来たりするのに、歩道とか駐輪場など、そういったものは整備をしているので、皆さん来るには大丈夫なのかなと思っています。

〈大原委員〉ごめんなさい。言い方が悪かったです。

自宅から子どもたちが自分で行こうと思った時に、自転車で来ることが多いと思います。親御さんは送ってくるけれども、バスが増えるというふうには書いてないので、自転車で行くことが多いと思います。

その時に、子どもたちだけで自転車で来ても、安全な道であるというところの確認をしたいのですが、いかがでしょうか。

〈森部長〉例えば、自転車で30分か40分に行くのに、その期間がずっと安全かどうかとそういう意味合いでしょうか。

〈大原委員〉そこも含めてです。特に今までは、この美観地区の近くに自然史博物館があってバスも非常に多かった。電車でも来ることができた。そこに比べると、いわゆる非常に公共交通機関の便の悪い場所となる。もちろん車で送ってもらえるような子たちにとっては、全く心配はないですが、中学生、高校生な

ど、親と一緒に行動しない年齢の子たちにも使っていただくということが前提の場所だと思います。なので、いわゆる自転車で来るということの安全性について、どうかということです。安心したいので教えてください。

〈森 部長〉 分かりました。ありがとうございます。

自転車での来館なのですけど、今現在、ライフパークには科学センター、埋蔵文化財センターほかがあります。そこへ自転車で行くのに、こういうところが危ないよとか、ここを直して欲しいとか、そういう要望等はあまりこちらに入ってきていません。自転車で来館されることについては、大丈夫ではないかなというふうに思っています。

〈大原委員〉 なるほど、分かりました。皆さんが安全だとおっしゃるのなら安心しました。

やはり、自転車で行きづらいから行かない方たちも多いかと思ったので、その声が聞こえるかではなく、皆さん自身が実際自転車で行ってみて、ここは大丈夫というふうにおっしゃることが大事なかなというふうには思っています。私は、自転車で移動すること多いですが、倉敷は結構危ないと思うところもありますので、自然史博物館がけっこうバスの便が悪いところに行っちゃうのがすごく不安だったのですが、安心しました。

それからもう1つ。見せる収蔵庫というふうに書いてありますが、今、実際自然博物館で収蔵しているものを廃棄することなく、見せる収蔵庫という、いわゆる収蔵場所以外の場所を作るようなところも含めた収蔵庫を作られるという理解で間違いないですか。

〈森 部長〉 収蔵庫について、今も大高の方に収蔵庫があります。新しいところには収蔵庫をまた設けます。見せる収蔵庫も整備するのですが、今あるものは貴重なものだというふうに考えています。ですので、これ捨てるとか廃棄するとか、ということなく守っていく、また更なる収蔵場所をと考え計画をしてい

ます。

〈大原委員〉言葉尻をとらえるようで、申し訳ないのですが、貴重かどうかというのは将来世代が判断することだと思うので、私も美術館運営していますから、今、私たちができることは、私たちが持っているものを全て未来に引き継ぐことだと思っています。そういう前提に立った時に、見せる収蔵庫というのは、収蔵スペース以外に1人とか、こう入る場所を作らなければいけないので、非常に場所的には、かなり広い場所がないと今まであったものは収蔵できないのではないかと懸念しています。その上で、今、収蔵しているものを廃棄せずに、新しく見せる集倉庫を作られるという理解で間違いないですか。

〈森 部長〉はい。この度、整備しようとしている自然史博物館の中に、見せる収蔵庫があります、そこへ収蔵できるのは全部ではなくて一部です。貴重なものがあれば、ローテーションしながら、そこで見せる。一定期間後、また違うところへ持っていくということをさせていただきたいと思っています。

ですので、新しい自然史博物館が小さいために、今あるものを捨てちゃうよというわけではなくて、どこかの確保できるスペースは準備したいと考えています。

〈大原委員〉分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉よろしいでしょうか。他にはございませんでしょうか。

〈難波委員〉今回の新自然博物館とライフパーク倉敷の整備の基本計画、丁寧に読ませていただきました。非常に楽しみにしております。

そこで、ライフパーク倉敷に関する質問なのですが、先日の新聞に、岡山市教育委員会が、いわゆる教職員の方の新研修施設を新しく作るという記事が掲載されていました。倉敷市の場合、こういう研修施設に当たる部分

というのが、このライフパークの中にある教育センターと教育 I C T 推進課が、これを担当しているという理解でよろしいでしょうか。

〈根岸部長〉岡山市のセンター設立のニュース、私も見させていただきました。立派なものができるのだなと思いました。

倉敷市の方は、ライフパークの中にある、倉敷教育センターの部分が一応研修センターということになっています。教育 I T C 推進課も、課として研修を行っておりますけれども、岡山と比較して正確に言うのであれば、倉敷教育センターが研修センターということになります。

〈難波委員〉分かりました。ありがとうございます。

倉敷市でも、ライフパーク倉敷で教職員の方の研修がされているということをも市民にもぜひ、広報していただければと思います。よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。他にご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定していた議題の方はすべて終了いたしました、事務局の方から何かございますでしょうか。

〈根岸部長〉本日、メールでも先行してお知らせさせていただいておりますように、台風 10 号が接近していることに伴いまして、倉敷市立の学校園を、明日、一斉臨時休業にさせていただきたいと思っています。

今回の台風は、進路等が非常に読みにくいところがありまして、その上、過去最大級の威力のあるタイプが来ているということです。子どもたちの登下校を含めて考えると、万全の体制をとるということで、そのようにさせていただきましたので、お知りおきください。よろしくお願いいたします。

〈大原委員〉前もお尋ねしたかもしれませんが、こういう時、先生方の出勤はどうなっているのですか。

〈根岸部長〉職員は、通常どおり出勤を基本としております。閉庁ではなく、勤務あるんですけど、授業をしない。家庭学習ということになりまして、そういう位置付けでございます。職員は普通に勤務があります。

〈大原委員〉自治体のルールがよく分からないところがありまして、例えば台風とかで、いわゆる出勤が危なくても、先生たちは出勤しなきゃいけないのですか。

〈根岸部長〉もちろん出勤する際の状況で、これはもう生命の危険に係るという場合は、無理に出勤ということはありませんが、台風が来たため子どもと同等に自宅待機ということではありません。市役所の行政職員も、我々市教育委員会も同じですけれども、学校の公の施設としての業務というのは、可能な範囲で、基本的には遂行していくというふうに考えていただけたらと思います。

〈大原委員〉ありがとうございます。例えば、出勤をする、しないの判断は校長先生がなされると思っていいですか。それとも教育委員会の方から何か通達等があるのでしょうか。

〈根岸部長〉教育委員会の方から出勤を止めるということは、していないです。

我々が想定していないような別次元のことが起きた時には、また新たな手立てということは必要かもしれませんが、現在のところはそういう想定はしてはなく、基本出勤としています。

ただ、例えば家から出る時、とても車を出せる状態じゃないとか、それから電車が当然動いてなくて、電車通勤の方が来ることができないというのはあり得るのかなと思いますが、それは学校の中で各学校長が把握しながら、学校長が休みなさいと命じることではなくて、本人との連絡によって、判断していくということになると思います。

〈大原委員〉はい、分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉はい。よろしいでしょうか。他に事務局から何かございませんか。よろしいですか。

それでは委員の皆様方の方から何か。ございますでしょうか。

特にございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉本日はWeb会議にご協力いただきましてありがとうございました。それではこれをもちまして教育委員会の方を閉会とさせていただきます。ありがとうございます。